

2. レンタルショップ関連

レコードやCDのレンタル行為に対しては、作詞・作曲家などの著作権者の貸与権（法第26条の3）及び著作隣接権者である歌手などの実演家やレコード製作者の貸与権（販売後1年経過後は貸与報酬請求権。法第95条の3、第97条の3）が働きます。

ただし、これらの権利はレコードやCDを公衆に貸与しようとする者に対して働くものであり、借り手には責任がありません。

しかし、権利処理していない違法なレンタル店を利用することは、法的には責任がないとしても、違法行為を助長することですから、このような店は利用しないよう指導する必要があると思います。

なお、借りてきたCDをカセットデッキでテープに録音することは、上記のように法第30条の私的使用を目的とする複製に該当すれば自由にできます。レンタル・ビデオについても同様です（貸与権ではなく法第26条の頒布権という違いはあります）。

ところで、本の貸与についても貸与権が関係するのですが、法附則4条の2の規定により、書籍又は雑誌（楽譜集などを除く）の貸与については、当分の間、この規定が適用されないことになっています。したがって、自由に貸し本業を営むことができ、また、本を借りる側には何の権利も働きません。